

# 菜の花だより

No. 3

発行/菜の花法律事務所 発行責任者/国宗直子  
熊本市江越1丁目17番12号 フローラル江越105号  
TEL.096-322-7731 FAX.096-322-7732

## ハンセン病「韓国＝ソロケ」「台湾＝楽生院」問題特集



大風子の木

ハンセン病の「治療薬」として戦前までの長い間もっぱら使われてきた。南方産のこの木の実に含まれる油成分を丸薬や注射液とした。苦痛を伴うわりには効く人もいれば全く効かない人もいた。特に再発にはほとんど効果がなかったという。ハンセン病は感染症であるから、なかにはほっておいても治る人もいた。大風子油が効いたのか自然治癒なのか区別のつかない人も多かった。

プロミンが開発されて大風子油治療の時代は終わったのだが、やはりこの木はハンセン病にとって特別の意味を持つことには変わりはない。台湾楽生院に1本だけ生き残っている。おそらくインドあたりから移植されたのだろうが、台湾の気候ではやはり実をつけることはなかったという。

日本が戦前、占領地で犯したハ

# 日本政府の責任で「謝罪」「補償」

韓国・ソロクト、台湾・楽生院には「日本」が強



食糧とする魚を地引網でとる患者(ソロクト)

韓国や台湾など、戦前「日本」とされていた地域に  
な強制収容が行われ、療養所内では地獄とも言えるよ  
は結婚の条件とされた「断種」「堕胎」は、懲罰として

国内では、ハンセン病国賠訴訟の勝利と補償法の制  
当時、日本の外地とされたところの療養所に強制収容  
されています。日本がアジアで対等の友好関係を築い

ソロクト(小鹿島) 略年表	
一九一〇	日韓併合条約調印
一九一七	小鹿島慈恵医院開院
一九三三	第一期拡張工事
一九三四	小鹿島更生園設立
一九三五	朝鮮癩予防令施行
一九三六	第二期拡張工事
一九三九	第三期拡張工事
一九四五	日本人職員退去 (敗戦)
二〇〇四	一一〇人提訴・二人追加提訴
二〇〇五	五人追加訴訟



監禁室跡(ソロクト)



納骨堂(ソロクト)

## 「恨の島」ソロクト

韓国のハンセン病療養所があるソロクト(小鹿島)は、国内のそれと同様へんぴなところにある。ソウルから入っても、釜山から入っても島へ到着するまでバスで5時間近くかかる。それでも高速道路がなかった時代にはいかばかりだったろうか。

島であるから船で渡る。中型のフェリーが往復している。今では不便ながら自由に島の外に出ることも出来る。しかし、隔離時代はこの狭い本土と島の間は大洋のごとく感じられたに違いない。実際、小舟にまたがって島を脱出しようとした人に対する懲罰の焼き印が資料室に残る。

## なぜ「療養所」がつくられたか

この島にハンセン病専門の医院がつくられた時、この国は「日本」だった。日韓「併合」で日本の植民地と化していた。朝鮮半島の人たちは、都合の良い場面では「日本」「日本人」として扱われ、日常的には収奪の対象でしかなかった。その地に、非生産的な「療養所」がなぜつくられたのか。それは日本の植民地支配に批判的な欧米に対しての顔向けであった。だから「療養所といっても形だけのもので良い」とされた記録がある。重篤な病人に楽園を提供しているというタテマエが欲しかったのである。

## 「療養所」の実態

そのような経過から、この島の実態は地獄であった。療養所の施設に要するレンガは自らつくられた。それだけでなく余剰のレンガは売りに出された。吠(かます)や松脂も同様である。国内の療養所でも、患者作業によって運営が成り立つ、およそ療養所とは言えないものであったが、ソロクトではそれ以上に「生産の場」でもあった。それだけにノルマは厳しかった。

原告チャン ギジンさんの証言「余りにつらい労働と貧しい食事のために体調が悪くなり、作業に出られないことがあるとすぐ呼び出され殴られ監禁室に入れられたのです。冬場は服を脱がされ、冷たい水を浴びせられな

## ハンセン病強制隔離政策の過ち

# 「することは、当然のことです。」

強制収容した人たちが救済を求めています。

には、ハンセン病患者に対して日本国内以上に過酷なような厳しい強制労働が行われていました。国内で未成年者にも容赦なく行われてきました。制度で不十分ながら補償が行われました。しかし、容赦された「日本人」には、この補償の対象からはずれていくにはこの問題の解決が不可欠です。



納骨堂に併設された位牌堂(楽生院)



多くの後遺症をかかえる入所者(楽生院)



工場跡に立つ十字架(ソロクト)



かつて使用されていた断種台(ソロクト)

台湾楽生院略年表	
一八九五	下関条約で台湾領有、 総督府設置
一九一〇	総督府全島一斉掃蕩調査
一九二〇	光田健輔、意見書提出
一九三〇	総督府療養所 楽生院設立
一九三四	台湾癩予防令、 懲戒検束規定認可
一九三五	拡張工事(三〇〇床)
一九三九	拡張工事(七〇〇床)
一九四五	日本軍撤退(敗戦)
二〇〇四	二人提訴

から殴られました。」「作業の余りのつらさに首をつったり、海に飛び込んだりして自殺する人も数知れないほどいました。」「強制労働で手や足に次から次に傷ができました。けれど治療を受けるところか働かされ続けました。その結果、解放された時にはすべての手指が失われてしまっていたのです。」

### 台湾・楽生院でも

台湾にハンセン病強制収容施設「楽生院」が出来たのは1930年。下関条約で日本が台湾を領有化して35年後のことである。やはり「日本」時代につくられ運用されてきた。定数はソロクトの6000人に比べると規模は小さく700人とされている。そのため「日本」時代の生き残りは、ソロクトの約130人に対し30人弱である。

何度も行われた全島いっせいで調査によってあぶり出された患者は、日本国内と同様に、「特別列車」や「収容船」で運ばれ、患者は徹底的に消毒された。これらは医学的には意味のないことであつたが、地域の偏見をつくり出すには効果十分であつた。

### 偏見が新たな隔離を

建設された当時、台北の新莊は人里離れた山の斜面であつたが、現在は台北市の膨張で郊外と言える地域になってしまった。その結果、療養所のある斜面一帯が新交通システムの基地にする計画が進み現在の療養者を新たにつくられる高層ビルに再収容する計画が進んでいる。

楽生院の居住棟は、台湾各地の自治体や地域有力者の寄付によってつくられたもので、地域の建物の特性を残している。多少なりとも「ふるさと」の気配を残す建物は撤去され、ビルの各室に振り分けられる。「そこでは唯一の楽しみのカラオケも出来ない」と入所者は嘆く。

台湾の二大政党は、競って新交通システムの構築を説く。このこと自体に日本の責任はないが、約300人の入所者がじゃま者扱いされる底辺には、日本時代から続く「偏見」が横たわっている。

戦前戦中、「日本」とされた地域で、日本政府の政策で強制収容・隔離された被害者への償いは当然日本の手で行われなければならない。われわれは、現代の日本人として見届ける義務がある。

## ■なぜ裁判は起きたのか？

2001年5月11日、熊本地裁でハンセン病国賠訴訟の画期的な判決が出されました。日本政府が行ってきたハンセン病強制隔離政策が誤っていたことをこの判決は明らかにしました。日本中の広範なみなさんの支援を背景に、国は控訴を断念し、強制隔離政策の被害者をすべて判決と同レベルで救済するための新しい法律を作ることにしました。控訴断念からわずか1ヶ月もたたないうちにこの法律は「ハンセン病補償法」として成立しました。

補償法は、裁判で原告にならなかった人も、私立の療養所に入所させられた人も、戦前だけ入所させられ戦後は一度も入所経験を持っていない人も、とにかく一度でもハンセン病療養所に入所させられた人であればすべての人を補償の対象とするというものでした。国籍や居住地の制限もありません。

ならば、この法律は、戦前日本の強制隔離政策のもとに日本が作った療養所に入所させられた人たちにも当然適用されるべきです。日本は、戦前、当時植民地であった韓国と台湾に日本国内と同じようにハンセン病療養所を作り、日本国内と同じように、強制的な患者収容を行いました。それが、韓国では小鹿島（ソロクト）更生園、台湾では台湾楽生院という二つの療養所だったのです。

日本のハンセン病患者と同じように、故郷から切り離されて療養所に入所された人は、もう故郷へは戻れなくなり、療養所での強制作業、断種・墮胎の強制を余儀なくされました。また大々的に宣伝されて行われた強制収容は、韓国でも台湾でもハンセン病に対する根強い偏見と差別を生み出しました。

こういうわけで、ソロクトでは127人、台湾では25人が、日本国内で強制隔離された人たちと同じ補償を求めて、東京地裁に裁判を起こしているのです。

## ■裁判での争点

裁判は、ソロクトの方が先行し、すでに3回の弁論を終えました。楽生院は4月に第1回弁論が予定されています。この間、ソロクトの裁判を通じて、争点が明らかになってきています。

「ハンセン病補償法」はハンセン病国立療養所、その他厚生労働大臣が定める療養所に入所したことがある人を補償の対象としています。原告は小鹿島更生園は「国立療養所」にあたると主張し、国はあたらないと主張しています。小鹿島更生園は韓国での強制隔離政策を遂行するために日本政府が作った療養所です。当時はこれが国立療養所であったことは歴史的事実です。

昨年12月の裁判のときに、裁判長は国の代理人に、「ならば国が主張している国立療養所の根拠は何か」と尋ねました。国は2月の裁判にそれへの回答として、国が国立療養所とする13の国立療養所に関する準備書面を出してきました。しかし、国の論拠をもってしてもそれならどうして小鹿島更生園が国立療養所でないのかわからないものでした。国の主張は、まるで、「13の国立療養所は国立療養所であるから国立療養所である」と言っているようなものでした。これって、「自衛隊のいるところが非戦闘地帯」と言い切ったどこかの大臣の答弁に似ていませんか？

ソロクトの裁判は5月からは、いよいよ証拠調べに入る予定です。

## ■皆さんへのお願い

この裁判は、ハンセン病の補償から取り残されている人たちへの補償を実現しようとするものです。国賠訴訟のときに広範な国民の声が国を動かしたように、再度たくさんの方がこの裁判を支援して下さることが、解決への道を開きます。どうか、この裁判を応援してください。裁判所に大量に署名を届ける50万人署名運動にご協力ください。

ソロクト・楽生院弁護団ホームページ <http://www15.ocn.ne.jp/~srkt/>

・ソロクト・楽生院50万人署名にご協力ください。

署名用紙を同封  
しています。

署名用紙はインターネットのサイトからもダウンロードできます。

<http://www15.ocn.ne.jp/~srkt/syomei.htm>